

会議の名称	第59回座間市個人情報保護審査会（6月開催）会議録		
開催日時	令和4年6月14日（火）14時00分～16時00分		
開催場所	市役所5階 5-8会議室		
出席者	（委員）齋藤会長、山口副会長、宮下委員、宮本委員、山田委員		
	（事務局）久保文書法制課長、鈴木主事		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴人	0人
議題	1 審査事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護法の改正に伴う座間市個人情報保護条例の改正（座間市個人情報保護法施行条例（仮称）案）に関する検討</li> </ul> 2 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例第8条第3項の規定に基づく報告事項（新規、変更）</li> </ul>		
資料の名称	第59回個人情報保護審査会資料		
会議の内容	（会議結果） 1 審査事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>○審議の結果 <p>個人情報保護法の改正に伴い、施行条例に規定する委任事項について引き続き審議・検討する。</p> </li> <li>○個別事項についての審査会の意見 <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例要配慮個人情報 <p>地域特性その他の事情に応じて検討すること。</p> </li> <li>・個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務登録簿 <p>個人情報取扱事務登録簿を廃止し、個人情報ファイル簿に移行するに当たり、現行条例における保有個人情報の開示請求手続を踏襲し、市民・担当部署双方に混乱のないよう配慮すること。</p> </li> <li>・開示請求等の決定期限 <p>本市における開示請求等手続に関する成り立ちや運用状況を踏まえ、現行条例における決定期限を前提として法の規定よりも期間を短縮する規定とすること。</p> </li> <li>・手数料（費用負担） <p>現行条例に引き続き手数料を無料とし、実費負担のみ行うこと。</p> </li> <li>・審査会関連事項 <p>法改正に伴って変更される審査会の役割を見直すこと。</p> </li> <li>・行政機関等匿名加工情報提供制度の導入見送り <p>（意見なし）</p> </li> </ul> </li> </ul>		

・その他

法改正に伴い個人情報の運用及び解釈が変更される部分について、引き続き他自治体等の事例に注視しつつ、検討すること。

## 2 報告事項

条例第8条第3項の規定に基づき報告された案件について、意見はない。

(会議内容)

(事務局：久保) 定刻となりましたので、第59回個人情報保護審査会を開催します。本日は、過半数の委員の御出席をいただいておりますので、座間市個人情報保護条例第51条第2項の規定により、会議が成立することを報告します。それでは会長から御挨拶をお願いします。

《会長挨拶》

(事務局：久保) ありがとうございました。それでは、座間市個人情報保護条例第51条第1項の規定により、会長に議長をお願いします。

(会長) それでは、議事進行について、各委員の御協力をお願いします。まず議題1について、事務局から説明をお願いします。

### 審議事項

《事務局説明》

(会長) 質問、意見がある方はどうぞ。

#### 【条例要配慮個人情報について】

(山田委員) 条例要配慮個人情報は、地域特性その他の事情に応じて各自治体で制定することとなっておりますが、全国を対象としているためか、具体性がなく、取扱い含め分かりにくいと思います。

(事務局：久保) 山田委員の御指摘のとおり、条例要配慮個人情報を制定するに足る地域の特性が不明瞭である上、規定した後の取扱いについても特別の定めがなく、通常の個人情報と同じ扱いとなっており、現行条例の取扱いとは差異が生じることとなります。

#### 【個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務登録簿について】

(山口委員) 個人情報ファイル簿は、個人情報ファイルごとに作成されるということですが、現状では、市民が情報コーナーに備え付けの個人情報取扱事務登録簿を検索し、保有個人情報の開示請求をする想定があります。個人情報取扱事務登録簿を廃止し、個人情報ファイル簿に移行する際混乱はありませんか。

(事務局：久保) 市民の目線で申し上げますと、保有個人情報を検索するに当たり、個人情報ファイルごとに細分化される点から、検索の利便性は向上すると

考えます。また、個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務登録簿が並んでいると、どちらを利用して検索すればよいか分かりづらいおそれがあります。担当部署の目線で申し上げますと、個人情報ファイル簿に移行したとしても、個人情報の取扱いが変更されるということはなく、事務負担は増加しませんが、個人情報取扱事務登録簿を廃止せず、法で作成・公表が義務付けられている個人情報ファイル簿とともに管理することになりますと、事務負担は大きいものになると考えます。

(宮本委員) 個人情報ファイル簿について、1,000人未満の小規模事務を対象としていませんが、検索できない場合にはどのように開示請求しますか。

(事務局：久保) 現行条例の運用では、開示の対象となる個人情報を保有する担当部署を同席させた上で、開示請求者本人から正確な情報をヒアリングしながら、開示請求の進め方を進めています。現状の運用であれば、個人情報ファイル簿に記載がない情報であっても、個人情報の開示は可能です。

(宮本委員) 請求する立場となって考えると、たとえ個人情報取扱事務登録簿であっても検索することは難しいと思います。事務局の言うように、担当部署が直接ヒアリングしてくれながら請求を進められるのであれば、個人情報ファイル簿に移行しても問題ないと思います。

#### 【開示請求等の決定期限について】

(宮下委員) 個人情報の開示決定等の期限について、法で規定する期間よりも短縮し、現行条例と同等の期間となって問題ありませんか。

(事務局：久保) 問題ありません。

#### 【手数料（費用負担）について】

(宮本委員) 大量の情報を請求されることは過去にありましたか。また、請求だけして取りに来ないということがあると、用意したものが無駄になると思うのですが、そういった事態への対策は行っていますか。

(事務局：久保) 個人情報の開示請求については、本人が自身の保有個人情報を限定的に開示請求するという性質から、大量の情報を開示請求することが難しく、また、過去の事例においても大量と言える請求があったことはありません。なお、行政情報の公開請求であれば、工事関係の書類等、100ページ近い写しを交付するような請求の例が散見されます。請求のみで取りに来ない場合への対策ですが、個人情報の開示請求についてはヒアリングを行った上で開示の必要性を確認している実情もあり、開示書類を取りに来ない事例はありません。なお、行政情報公開請求については、郵送による写しの交付を行っておりますので、その際には先に納付書を送付し、納付を確認した後に書類を発送す

るといった対策を取っています。

**【審査会関連事項について】**

(宮本委員) 審査会の役割として、サーバーセキュリティに関する専門的知見が必要ということですか。委員の入替や追加を想定すべきですか。

(事務局：久保) 国は、民間事業者、あるいは行政間でのデータでの円滑なやり取りによる行政事務の効率化を狙い、市民サービスの向上を図っていく上で、サーバーセキュリティのような、データのやり取りに関する根幹の部分についての専門的知見を想定しています。しかし、現状では、具体的にどういったことを想定しているのかが不明瞭であり、検討中です。

(会長) 現状は、そういった知見を有する人材の必要性が低く、大規模なデータのやり取り等が生じた場合等に改めて考慮すべきという認識でしょうか。

(事務局：久保) 個人情報保護に関する審議だけでなく、審査請求に対する専門的知見が必要です。会長の御指摘のとおり、現時点ではサーバーセキュリティの専門的知見が求められる場面が想定されていませんが、必要に応じて委嘱することになると考えられます。

(会長) ほかに質問、意見はありますか。それでは、ないようですので、本日挙げられた質疑は後日事務局が回答することとして、引き続き検討していくことでよろしいですか。

《全員同意》

(会長) 議題1については、以上とします。

**報告事項ア**

(会長) それでは、議題2. 報告事項に移ります。報告事項アについて、事務局からお願いします。

《事務局報告》

(会長) 質問、意見がある方はどうぞ。

(各委員) 特になし。

(会長) ないようですので、当審査会からの意見はなしということとします。報告事項アについては以上とします。

**報告事項イ**

次に、報告事項イについて、事務局からお願いします。

《事務局報告》

(会長) 質問、意見がある方はどうぞ。

(各委員) 特になし。

(会長) ないようですので、当審査会からの意見はなしということとします。報

	<p>告事項イについては以上とします。</p> <p>会議の進行を事務局へお返しします</p> <p>(事務局：久保) 御審議ありがとうございました。本日の審議は以上で終了します。次回の審査会は8月頃に開催いたします。</p> <p>《閉会》</p>
--	---

連番	登録担当課	登録理由	登録番号	事務の名称	登録年月日	取扱開始日	収集先	本人以外からの収集の根拠	個人情報を取り扱う目的	利用、提供先	利用、提供項目
1	広聴人権課	事業の新規開始	0403-028	座間市パートナーシップ宣誓制度	令和4年5月17日	令和4年10月1日	本人	—	宣誓者が成人であること、座間市民であること、結婚していないこと、宣誓者以外とパートナーシップの関係にないこと及び民法に規定する婚姻をすることができない続柄（近親者等）でないことを確認するため	—	—
2	障がい福祉課	事業の新規開始	0702-041	自殺対策SNS等相談事業における連携自治体事業	令和4年4月1日	令和4年4月1日	相談事業所	本人同意	相談者の支援	—	—
3	都市計画課	事業の新規開始	0801-034	座間市都市マスタープラン策定業務に伴う市民アンケート調査に関する事務	令和4年5月10日	令和4年5月10日	戸籍住民課	審査会への諮問（類型化）	対象者の抽出、アンケート用紙の送付	—	—

## 報告事項イ

## 個人情報取扱事務登録簿の変更登録（条例第8条第3項）報告事案

## （別表2）

連番	登録担当課	主な変更理由	登録番号	事務の名称	変更年月日	変更等箇所	説明
1	国保年金課	個人情報の収集の追加	0606-001	国民健康保険異動届出に関する事務	令和4年5月19日	事務の概要、個人情報を取り扱う目的、電子計算処理の有無、個人情報の収集、個人情報の利用及び提供の範囲	オンライン結合による個人情報の収集の追加をしたもの。 （根拠法令：国民健康保険法第113条の2） また、事務の実施内容に合わせた記載に変更したもの。
2	国保年金課	個人情報の収集の追加	0606-011	資格等文書類照会事務	令和4年5月19日	事務の名称、事務の概要、個人情報を取り扱う目的、電子計算処理の有無、個人情報の収集、使用する主な個人情報ファイル	オンライン結合による個人情報の収集の追加をしたもの。 （根拠法令：国民健康保険法第113条の2） また、事務の実施内容に合わせた記載に変更したもの。
3	国保年金課	記載が不足していた部分の追記	0606-029	国民健康保険資格の職権抹消事務	令和4年5月19日	個人情報の項目名、個人情報の収集	記載が不足していた部分を追加したもの。
4	国保年金課	個人情報の収集の追加	0606-032	国民健康保険税減免事務	令和4年5月19日	事務の概要、個人情報の収集、使用する主な個人情報ファイル	個人情報の収集の追加をしたもの。
5	青少年課	事務の名称等の変更	1004-002	成人式式典に関する事務	令和4年4月12日	事務の概要、個人情報の記録から検索し得る個人の類型、個人情報を取り扱う目的、個人情報の項目名、使用する主な個人情報ファイル	事務の実施内容に合わせた記載に変更したもの。
6	生涯学習課	個人情報の収集方法の追加	4104-006	こころの育児講座、家庭教育推進講座に関する事務	令和4年5月23日	事務の名称、事務の概要、個人情報の記録から検索し得る個人の類型、個人情報の項目名、個人情報の収集、使用する主な個人情報ファイル	個人情報の収集方法の追加をしたもの。 （本人によるLINEを用いた電子申請の追加） また、事務の実施内容に合わせた記載に変更したもの。
7	生涯学習課	個人情報の収集の追加	4104-010	生涯学習推進事業に関する事務	令和4年5月23日	事務の名称、事務の概要、使用する主な個人情報ファイル	事務の名称を実施内容に合わせた記載に変更したもの。
8	生涯学習課	個人情報の収集方法の追加	4104-033	芸術文化セミナーに関する事務	令和4年4月1日	個人情報の収集、使用する主な個人情報ファイル	個人情報の収集方法の追加をしたもの。 （本人によるLINEを用いた電子申請の追加）
9	生涯学習課	個人情報の収集方法の追加	4104-035	芸術文化セミナーに関する事務	令和4年4月1日	個人情報の記録から検索し得る個人の類型、個人情報の収集、使用する主な個人情報ファイル	個人情報の収集方法の追加をしたもの。 （本人によるLINEを用いた電子申請の追加）
10	生涯学習課	個人情報の収集方法の追加	4104-039	ざま生涯学習宅配便に関する事務	令和4年5月23日	個人情報の収集、個人情報の利用及び提供の範囲、使用する主な個人情報ファイル	個人情報の収集方法の追加をしたもの。 （本人によるLINEを用いた電子申請の追加） また、記載が不足していた部分を追加したもの。
11	生涯学習課	個人情報の収集方法の追加	4104-044	講座等における保育に関する事務	令和4年5月23日	個人情報の収集、個人情報の利用及び提供の範囲、使用する主な個人情報ファイル	個人情報の収集方法の追加をしたもの。 （本人によるLINEを用いた電子申請の追加） また、記載が不足していた部分を追加したもの。